

## 府中市が発注する建設工事における技術者等の配置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、府中市（以下「市」という。）が発注する建設工事における監理技術者及び主任技術者並びにその他施工上必要な専門工事等の技術者（以下「専門技術者」という。）並びに現場代理人の配置について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令に基づきその配置に関する運用基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

### (監理技術者又は主任技術者)

第2条 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときには、以下に掲げる基準に基づき、建設工事施工の技術上の監理をつかさどる者として法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する主任技術者、又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する監理技術者（以下これらを併せて「主任技術者等」という。）を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

- (1) 市から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が5,000万円（建設一式工事の場合は、8,000万円）以上となる場合には、建設業者は当該建設工事に関し特定建設業の許可を有するものとし、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
  - (2) 市から直接請け負った建設工事の請負代金額が4,500万円（建設一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合においては、主任技術者等を専任で配置しなければならない。
  - (3) 配置する主任技術者等は建設業者と直接的な雇用関係にあり、かつ、三ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 主任技術者等の兼務の扱いについては、府中市が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱（令和8年4月1日制定）の規定によるものとする。
- 2 建設業者は、主任技術者等の配置について、現場代理人・主任技術者等指名（変更）届（別記様式第1号。以下「指名届」という。）により市に届け出なければならない。
  - 3 主任技術者等は、同一の工事において現場代理人及び専門技術者を兼務することができる。
  - 4 主任技術者等は、他の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置されている者を除く。）及び専門技術者を兼務することができる。
  - 5 共同企業体における主任技術者等の配置については、府中市建設工事共同企業体取扱要綱の規定によるものとする。

### (専門技術者)

第3条 建設業者は、請け負った建設工事の施工上必要と認められるときは、法第26条の2

の基準に基づき専門技術者を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

- 2 建設業者は、専門技術者の配置について、指名届により市に届け出なければならない。
- 3 専門技術者は、同一の工事において主任技術者等及び現場代理人を兼務することができる。
- 4 専門技術者は、他の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置されているものを除く。）及び専門技術者を兼務することができる。

（現場代理人）

第4条 建設業者は、建設工事を市から直接請け負った場合において、現場代理人を当該建設工事の現場に常駐させなければならない。ただし、現場代理人の兼務が認められた場合は、この限りではない。

- 2 建設業者は現場代理人の配置について、指名届により市に届け出なければならない。ただし、受注者が、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 3 現場代理人は、同一の工事において主任技術者等及び専門技術者を兼務することができる。
- 4 共同企業体の場合は、現場代理人1名を代表構成員が配置すること。

（低入札技術者）

第5条 市が発注した建設工事について、府中市低入札価格調査制度運営要綱に基づく低入札価格調査を経て市から直接請け負った建設業者は、主任技術者等に加え、主任技術者等の補助を行う技術者（以下「低入札技術者」という。）1名を専任で追加配置しなければならない。

- 2 建設業者は低入札技術者の配置について、指名届により市に届け出なければならない。
- 3 第1項の低入札技術者の取扱いは、以下のとおりとする。
  - (1) 低入札技術者は、主任技術者等と同等以上の資格及び能力（過去に施工した工事への従事実績に関するものを除く。）を有する者とする。
  - (2) 低入札技術者は、工事ごとに専任で配置し、主任技術者等、専門技術者及び現場代理人との兼務は一切認めないものとする。
  - (3) 低入札技術者は、建設工事の現場において主任技術者等を補助し、主任技術者等と同様の職務を行うものとする。
- 4 共同企業体における低入札技術者の配置については、前3項に定めるほか、府中市建設工事共同企業体取扱要綱の規定によるものとする。

（営業所技術者等の専任性）

第6条 各営業所には、許可を受けようとする建設業ごとに、営業所に常勤して専らその職務に従事する営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を専任で置かなければならない。営業所技術者等は、建設工事に関する請負契約の適正な締結

及びその履行を確保するため置かれている者で、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する。

(営業所技術者等と主任技術者等との関係)

第7条 次号に掲げる建設工事について各要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、各号の併用はできないものとする。

(1) 主任技術者等を専任で配置する必要がある建設工事

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1件以下であること。

ウ 建設工事の請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満であること。

エ 当該営業所と建設工事の工事現場間の距離がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。

オ 建設工事の下請次数が3以下であること。

カ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に配置できること。ただし、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事の種類に関する実務の経験を1年以上有する者であること。

キ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術(現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)又はCCUSとAPI連携したシステム等)の措置を講じていること。

ク 人員の配置を示す計画書(別記様式第2号)を作成し、当該工事現場に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

ケ 当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器(遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものとして、スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等)が設置され、かつ通信環境が確保されていること。

コ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。上記カの連絡員は当該建設工事において専任や常駐を求めず、直接的・恒常的雇用関係の必要はないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。

また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することもできる。

上記クの人員の配置を示す計画書は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事現場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

(2) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接してい

る場合)

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 主任技術者等を専任で配置する必要がない建設工事(2号の場合以外)1号の要件を全て満たすこと。

2 建設業者は、営業所技術者等を現場技術管理者(主任技術者の業務の一部をサポートする者)及び専門技術者として配置しなければならないやむを得ない特段の事情があるときは、当該技術者等の配置に係る指名届に添えて、当該やむを得ない事情に係る理由書を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

3 市は、前項に掲げる理由書が提出されたときは、当該理由書の内容を審査し、当該技術者等の配置を承諾すべきかどうかの判断を行うものとする。

(技術者等の配置期間)

第8条 元請で契約した場合における技術者等の配置期間は、次のとおりとする。

(1) 主任技術者等の配置期間は、次の期間を除く契約工期とする。

ただし、いずれの場合も、市と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっていなければならない。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。なお、修補指示が出された場合においては当該修補に係る検査が終了した後)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 専門技術者の配置期間は、建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事(当該附帯する他の工事の請負代金相当額の総額が500万円に満たない軽微なものを除く。)を施工する期間とする。

(3) 現場代理人の配置期間は、契約工期の始期から工事目的物の引渡し完了までの期間とする。

(4) 低入札技術者の配置期間は、第1号に掲げる主任技術者等の配置期間と同じ期間とする。

2 下請で契約した場合における主任技術者等、専門技術者及び現場代理人の配置期間は、施工が断続的に行われることを考慮し、下請工事が実際に施工されている期間とする。

(技術者等の施工途中における変更)

第9条 建設業者は、配置済みの技術者等が次の各号に掲げる事項に該当する場合に限り、施工途中において当該技術者等を変更することができる。

- (1) 死亡、傷病、被災、出産、育児、又は介護等の場合
  - (2) 人事異動（やむを得ない事由によるものに限る。）又は退職
  - (3) 受注者の責めによらない契約事項の変更に伴う場合
  - (4) 工事から現地へ工事の現場が移行する場合
  - (5) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合
- 2 建設業者は、前項各号（第5号を除く。）に掲げる事由により技術者等を変更しようとするときは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 変更の時期

前項第1号の場合にあつては、当該変更事由が生じた日からできるだけ早期に、前項第2号から第5号の場合にあつては、工程上一定の区切りと認められる時点にそれぞれ変更を行うこと。

(2) 変更後の技術者等の能力の確保

変更後の技術者等の選定及び配置については、以下に掲げる基準によることとし、建設工事の継続性、品質確保等に支障がないように努めること。

ア 技術者等の資格及び能力については、前任の技術者等が有するものと同等以上とすること（当該建設工事に係る入札が入札参加者を公募する方式により行われた場合は、当該建設工事に係る入札公告に記載された技術者要件を満たしていること）。

イ 技術者等の変更に際し引継ぎを行うことが可能である場合、当該引継ぎを行う期間中は、新旧技術者等の重複配置を求め、技術者等が行うべき業務を継続的に遂行できるようにすること。

なお、この場合の引継期間は、工期1年以内の場合は7日間程度、1～2年以内の場合は14日間程度、それ以上の場合は1ヶ月程度を目安とすること。

ウ 原則として、同一年度内には技術者等の再変更は認めない。

3 建設業者は、前2項の基準により配置済みの技術者等を変更する場合には、あらかじめ発注者と協議を行うものとし、変更後速やかに指名届により当該変更の内容について発注者に届け出なければならない。

(適正な技術者配置の徹底等)

第10条 契約担当職員及び監督員は、この要綱の取扱いについて、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 契約担当職員は、この要綱を公表し、建設業者に周知するものとする。

- (2) 契約担当職員は、建設業者から提出された指名届（技術者等の変更に係る指名届を含む。以下同じ。）の記載内容を確認し、適当でないと認められるときは、当該選任届の提出者に適正な技術者等の配置を行うよう指導を行うものとする。
- (3) 監督員は、監督業務等において、不適切な技術者等の配置を確認した場合及び提出された指名届と実際の現場における技術者等の配置に食い違いがあると認められる場合には、速やかにこれを是正させるものとする。
- (4) 契約担当職員及び監督員は、適正な技術者等の配置を確保するため、次の基準に従い、工事実績情報サービス（以下「CORINS」という。）への建設工事の契約内容の登録を建設業者に対して指導するものとする。

ア 建設業者は、受注時または変更時において、請負代金額が 500 万円以上の建設工事（契約変更により請負代金額が 500 万円以上となった場合を含む。以下同じ。）を市から直接請け負ったときは、CORINS に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後、10 日以内（府中市の休日をも定める条例（平成元年条例第 19 号）第 1 条に規定する休日を除く。以下同じ。）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、請負代金額 500 万以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

イ 建設業者が第 5 条に規定する低入札技術者について CORINS に登録を行う場合は、担当技術者として登録を行うものとする。

ウ その他 CORINS 登録については、建設業者は、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める CORINS への登録等に関する規約に従うものとする。

#### （罰則）

第 11 条 建設業者がこの要綱に違反し、監督員等の是正指示等に従わない場合においては、府中市建設業者等指名除外要綱（平成 13 年告示第 78 号）に基づく指名除外措置を講ずるものとする。また、当該違反内容が法令等に抵触する場合には、監督行政庁等への通報を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 建設工事における技術者等の配置に関する運用基準については、廃止する。